

## 「県内一斉商品量目立入検査」を実施しました。

県及び特定市(福島市、会津若松市、郡山市及びいわき市)は、7月と11月を「商品量目適正計量強化月間」として、商品の内容量が表記されたとおり適正に計量されているか確認するため、県内一斉に「商品量目立入検査」を実施しています。

平成30年11月～平成31年2月に実施した検査の結果は、次のとおりです。

### 1 立入検査の概要

- (1)実施期間 平成30年11月6日から平成31年2月1日まで延べ17日間
- (2)実施区域 県内 6市5町
- (3)対象事業所 スーパーマーケット、食料品小売店等 計31事業所(うち2事業所は、はかりの検査のみ)

### 2 商品量目の検査結果について

#### (1)検査数及び検査結果

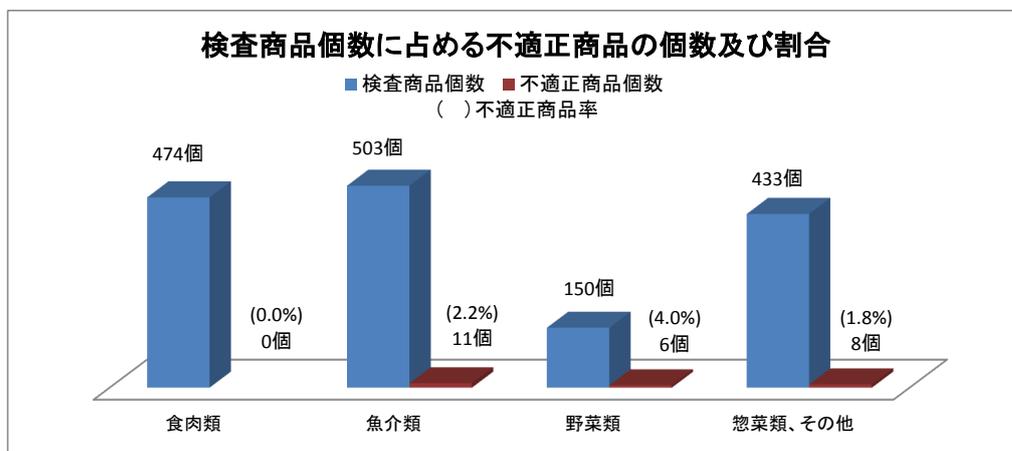
検査主体(実施区域)	検査事業所数	不適正事業所数	検査商品個数	不適正商品個数	不適正商品率
県(2市5町)	6事業所	2事業所	132個	12個	9.1%
特定市(4市)	23事業所	3事業所	1,428個	13個	0.9%
合計	29事業所	5事業所	1,560個	25個	1.6%

※不適正事業所とは、検査商品個数に対する不適正商品個数の割合(不適正商品率)が5%を超えた事業所をいいます。

※不適正商品とは、内容量の不足が、計量法に定める許容誤差(量目公差といいます。)を超えている商品です。

#### (2)商品分類別の不適正商品の状況

商品分類	検査商品個数	不適正商品個数	不適正商品率
食肉類	474個	0個	0.0%
魚介類	503個	11個	2.2%
野菜類	150個	6個	4.0%
惣菜類、その他	433個	8個	1.8%
合計	1,560個	25個	1.6%



#### (3)不適正商品の原因

不適正商品25個の主な原因は、計量時に風袋量が適正に設定されていなかったことによるものでした。パック商品のトレーやラップなどの包装、わさび等の添え物を「風袋(ふうたい)」といいますが、風袋は商品ではないので、内容量は風袋量を差し引いて計量しなければなりません。

また、乾燥等による自然減量やはかりの操作ミスによる計量も不足の原因となるため注意が必要です。

#### (4)不適正商品のあった事業所への対応

不適正商品のあった事業所に対しては、その原因を確認し再計量を指示するとともに、適正な風袋量の設定等、正確計量の励行について指導しました。

また一部事業所に対しては再立入検査の実施により改善状況の確認を行いました。

### 3 「はかり」の使用状況の検査結果について

#### (1)検査数及び検査結果

検査主体(実施区域)	検査事業所数	不適正事業所数	検査台数	不適正台数	不適正台数率
県(2市5町)	8事業所	0事業所	39台	0台	0.0%
特定市(4市)	23事業所	0事業所	155台	0台	0.0%
合計	31事業所	0事業所	194台	0台	0.0%

#### (2)「はかり」の適正な状態での使用

はかりの使用状況についての不適正は認められませんでした。

はかりは水平に置いて使用しなければ適正な計量が出来ずに誤った計量をする原因になります。

また、作業室の出入口付近や、空調設備の送風口近くでの計量は風の影響にも注意が必要です。

今回の検査では不適正な状態でのはかりの使用は認められませんでした。なお使用前の確認等、定期的な状況確認の励行について指導を行いました。